

諸外国の同性パートナーシップ制度

鳥 澤 孝 之

- ① 法律上の婚姻が男女間にのみ成立することは、わが国の民法には特に明文の規定が置かれていないが、解釈上男女間にのみ認める見解が一般的となっている。しかし近年、諸外国の一部には同性間における婚姻や、婚姻に準じた法的地位を認めるパートナーシップ制度を制定するところがあり、わが国でも関心が寄せられることがあることから、同性パートナーシップ制度等をめぐる裁判や立法などの動向が見られる国々の状況を紹介する。
- ② ヨーロッパ諸国では、条約などを背景として、同性パートナーに法律上の地位を与え、相続・社会保障・税制・養子縁組などにおいて保護を与える制度が見られる。その類型、対象、内容などは、各国によって異なる。同性パートナーシップに関して動きが見られる国としては、英国、フランス、ドイツ、北欧諸国などがある。
- ③ 北米のうち米国においては、連邦レベルでは異性婚の保持などを目的として、法律の制定や憲法修正案提出などの動きが見られた。各州レベルでは同性パートナーシップ制度を認めるかどうか、認める場合の制度の内容は州によって様々である。カナダでは、各州で提起された同性婚訴訟、違憲判決、カナダ人権法の改正などを背景として、2005年に連邦法の市民婚姻法で同性婚が承認された。
- ④ オセアニアのうちオーストラリアでは、州で同性カップルを保護する動きがあった後に、連邦法で同性関係法が制定され、連邦政府が実施する給付・サービス等に関して、事実上のカップルについて異性カップルと同等の取扱いがなされることになった。ニュージーランドでは、婚姻ではない生活共同関係を同性及び異性のカップルに保障することを目的とするシビル・ユニオン法が制定され、同法に基づき登録したパートナー間の権利義務が婚姻と同様になるなどの措置が採られた。
- ⑤ 南アフリカでは、コモンローの婚姻の定義が同性カップルを排除していることは憲法に違反するなど憲法裁判所が判断したことを契機として、シビル・ユニオン法が制定され、同法に基づいて登録しシビル・ユニオンとなった同性カップルには、異性カップルと同様の法適用がされることになった。

諸外国の同性パートナーシップ制度

行政法務課 鳥澤 孝之

目 次

はじめに

I ヨーロッパ諸国

- 1 ヨーロッパ全体
- 2 英国（連合王国）
- 3 フランス
- 4 ドイツ
- 5 北欧

II 北米

- 1 米国
- 2 カナダ

III オセアニア

- 1 オーストラリア
- 2 ニュージーランド

IV 南アフリカ

おわりに

はじめに

法律上の婚姻が男女間にのみ成立することについて、その根拠法であるわが国の民法には特に明文の規定が置かれていない。しかし、婚姻が人間の種の本能に基づく男女の結合関係であること、民法が想定している夫婦の観念から、解釈上男女間にのみ認められ、同性パートナー（同性カップルのそれぞれの当事者）間の婚姻は認められないとする見解が一般的となっている⁽¹⁾。また戸籍制度では、婚姻届の様式で夫と妻の身分事項を届け出るものとなっており、夫婦と子を単位として戸籍が作製されることから、男女間で法律婚が成立することが前提になっている。民法上の婚姻が成立しない同性カップルは、就労、住宅、医療、相続、税金、在留資格などの面で、法律婚の夫婦と同等の法的保護が受けられていない⁽²⁾。

他方で近年、諸外国の一部には同性間の婚姻や、婚姻に準じた法的地位を認めるパートナーシップ⁽³⁾制度を制定するところがあり、関心が寄せられている⁽⁴⁾。

そこで本稿では、同性パートナー間の関係をめぐってヨーロッパ諸国、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド及び南アフリカ

における裁判や立法などの状況を紹介する。

I ヨーロッパ諸国

1 ヨーロッパ全体

欧州連合（以下「EU」という。）加盟国においては、加盟国間の条約で同性愛者や同性カップルに対する差別が禁止されている。1997年のアムステルダム条約により改正された「ヨーロッパ共同体を設立する条約」（EC条約）第13条第1項⁽⁵⁾では、EU理事会が、委員会の提案に基づき、かつ欧州議会と協議した後、全会一致で性的指向（sexual orientation）などに基づく差別と闘うための適当な行動を定めることができると規定された。その後2000年11月27日には「雇用及び職業における均等待遇のための一般的枠組みを設定する理事会指令⁽⁶⁾」が採択され、性的指向などを理由とする雇用差別の禁止措置を講ずることがEU加盟国に義務付けられ、同年12月7日に公布された「欧州連合基本権憲章」第21条においては、性的指向を含めいかなる理由による差別も禁止されると規定された。

同憲章第9条では、婚姻をする権利と家族を形成する権利を保障しているため、EU加盟各国の家族法体系に影響を及ぼすと思われるも

(1) 我妻栄『親族法』（法律学全集 第23）有斐閣，1961，p.9；内田貴『民法Ⅳ 親族・相続（補訂版）』東京大学出版会，2004，p.75；大村敦志『家族法（第2版補訂版）』（有斐閣法律学叢書）有斐閣，2004，pp.129-130；有地亨『家族法概論（新版補訂版）』法律文化社，2005，pp.72-74。なお、松川正毅『民法 親族・相続（第2版）』（有斐閣アルマ）有斐閣，2008，p.24では、同性の婚姻は民法上の婚姻障害に当たり、婚姻が成立しないとの見解を示している。

(2) 永易至文『同性パートナー生活読本』（プロブレム Q&A）緑風出版，2009。

(3) なお、「パートナーシップ」が「親密で、継続的、家族的な関係をもつ2人の関係」を指すとした場合、①法律上の結婚（法律婚）をしている男女、②法律上の結婚はしていないが、生活をともにする男女のカップル、③生活をともにする同性のカップル、の3パターンがあるとの説明がある（杉浦郁子ほか編著『パートナーシップ・生活と制度』（プロブレム Q&A）緑風出版，2007，pp.14-15）。

(4) 国会での議論の例として、第171回国会衆議院法務委員会議録第4号 平成21年4月3日 pp.8-9を参照。

(5) なお、2009年12月1日に発効したリスボン条約に基づき、従来の「EC条約」は「EUの機能に関する条約」と改められ、「第13条第1項」は「第19条第1項」に入れ替わった（“Consolidated Version of the Treaty on the Functioning of the European Union,” *Official Journal of the European Union*, 9.5.2008, C 115/47. 〈<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2008:115:0047:0199:EN:PDF>）；入稲福智「リスボン条約 EUの機能に関する条約」〈<http://eu-info.jp/law/lisbon-treaty-tfeu.html>〉参照）。

(6) Council Directive 2000/78/EC of 27 Nov. 2000 establishing a general framework for equal treatment in employment and occupation, OJ [2000]L 303/16.

の、各国における婚姻観、宗教的背景などの相違から、EU レベルで単一の基準を設定することによって同性カップルの問題を解決できるものではなく、各加盟国の家族法体系との関係で激しい議論の対象になるとの指摘がなされている⁽⁷⁾。また、同憲章は第51条第1項で尊重義務が規定されるにとどまり、法的拘束力に欠ける。さらにEU 理事会による指令は、原則として加盟国が指令の趣旨・目的を考慮して、所定の期間内に国内法に置き換える必要がある(EU の機能に関する条約第288条第3項参照)が、加盟国には一定の裁量権があり独自の判断に基づいて法令を制定することができるため、すべての加盟国の法令が完全に同一になるわけではない⁽⁸⁾。

また、ヨーロッパのほとんどの国はヨーロッパ人権条約(人権及び基本的自由の保護のための条約)の締約国となっているが、同条約では個人の人権侵害の申立てに対してヨーロッパ人権裁判所という国際的司法機関が判決を下す仕組みが確立している⁽⁹⁾。同条約では、私生活及び家族生活が尊重される権利(第8条)、婚姻の権利(第12条)や差別の禁止(第14条)などが係ってくる。

このようなヨーロッパ諸国間の条約等を背景として、同性パートナーに法律上の地位を与

え、相続・社会保障・税制・養子関係の形成などにおいて保護を与えるための制度が見られる。その類型としては、①法律婚の異性パートナーと同様に婚姻を認める同性間婚姻、②法律婚ではないものの①の地位に準じる地位を認める登録パートナーシップ制度、③同棲関係に一定の法律上の地位を認める法定同棲、④成年2人の間の共同生活に関して、財産的効果を中心にした契約に基づく届出制度である民事連帯契約がある。また、②～④が同性パートナーのみに適用されるのか、異性パートナーにも認められるのかは、各国によって異なる⁽¹⁰⁾。

各国の制度を概観すると、下表のとおりとなる。

このほか、オーストリアでは2009年12月30日にパートナー婚法が公布され、2010年1月1日から施行された⁽¹¹⁾。一方で、2010年2月現在、アイルランド、イタリア、ギリシアなどのように国のレベルの法令で関連する制度が見当たらない国があるほか、ラトビアは2005年に婚姻を男女間に限る旨の憲法改正をした⁽¹²⁾。

以下、表1に掲げる国々のうち、英国、フランス、ドイツ及び北欧(スウェーデン、ノルウェー及びフィンランド)の状況について述べる。

(7) 松本浩平「EUにおける同性パートナーシップの保護をめぐる動きと家族法の将来」『島大法学』vol.47 no.3, 2003.11, pp.180-181.

(8) 入稲福智「EU法講義ノート EU法とは何か 2.第2次法」〈<http://eu-info.jp/r/5-1.html>〉

(9) 小畑都「ヨーロッパ人権条約における国内の実施の進展と補完性原理—知のヘゲモニーと埋め込まれた不平等」『法律時報』vol.80 no.5, 2008.5, pp.48-52.

(10) なお、ヨーロッパ諸国の同性パートナーシップ制度について、登録・婚姻締結数等の統計、政治的背景、地理的分布、宗教などの観点から分析したものとして、渡邊泰彦「資料・同性パートナーシップ法」『東北学院法学』no.66, 2007.11, pp.178-140を参照。ヨーロッパ諸国の同性パートナーに対する生殖補助医療制度などについて解説したものとして、林かおり「海外における生殖補助医療法の現状—死後生殖、代理懐胎、子どもの出自を知る権利をめぐる—」『外国の立法』no.243, 2010.3, pp.122-132. 〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/243/024304.pdf>〉を参照。

(11) BGBl. I Nr. 135/2009. 〈http://www.ris.bka.gv.at/Dokument.wxe?Abfrage=BgblAuth&Dokumentnummer=BGBLA_2009_I_135〉; 松倉耕作「パートナー婚に関するオーストリア政府草案について」『名城ロースクール・レビュー』no.9, 2008, pp.295-318.

(12) The Constitution of the Republic of Latvia § 110 〈<http://www.satv.tiesa.gov.lv/?lang=2&mid=8>〉; “Latvia cements gay marriage ban,” *BBC*, 2005.12.15. 〈<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/4531560.stm>〉; 渡邊泰彦「第二報告 ヨーロッパにおける同性カップルの法的保護」『北大法学論集』vol.57 no.4, 2006, p.1754.

表1 主なヨーロッパ諸国の同性パートナーシップ制度 (2010年2月現在)

	制度	制定年	適用対象 (同性/異性)	相続 (貸借権・財産権)	社会保障に 関する権利	税制上の 優遇措置	養子制度*	関係の解消方法
デンマーク	登録パートナーシップ	1989	同性のみ	あり	あり	あり	あり (国外はなし)	婚姻と同じ
アイスランド	登録パートナーシップ	1996	同性のみ	あり	あり	あり	あり	婚姻と同じ
オランダ	登録パートナーシップ	1998	同性・異性	あり	あり	あり	あり	パートナー間で決定
	同性間婚姻	2001	同性のみ	あり	あり	あり	あり	裁判所のみ決定
ベルギー	法定同棲	1998	同性・異性 (兄弟姉妹を含む)	あり	なし	なし	あり	パートナー間で決定
	同性間婚姻	2003	同性のみ	あり	あり	あり	あり	異性間婚姻と同じ
フランス	民事連帯契約(PACS)	1999	同性・異性	あり	あり	あり	なし	同意すれば即時。当事者いづれかが解消を要求してから3か月後。
フィンランド	登録パートナーシップ	2001	同性のみ	あり	あり	あり	あり	婚姻と同じ
ドイツ	登録パートナーシップ	2001	同性のみ	あり	あり	なし	あり	婚姻と同じ
英国	登録パートナーシップ	2004	同性のみ	あり	あり	あり	あり	婚姻と同じ
スイス	登録パートナーシップ	2004	同性のみ	あり	あり	あり	なし	パートナー間又は裁判で決定
スペイン	同性間婚姻	2005	同性のみ	—	—	—	あり	—
ノルウェー	同性間婚姻	2008	同性のみ	—	—	—	あり	—
スウェーデン	同性間婚姻	2009	同性のみ	—	—	—	あり	—

(備考) 表中「—」の部分は、不明。

*他方のパートナーの実子との養子縁組(いわゆる「連れ子養子」)のみを認める場合を含む。

(出典) Women and Equality Unit, *CIVIL PARTNERSHIP: A framework for the legal recognition of same-sex couples*, June 2003, pp.15-16. <<http://www.equalities.gov.uk/pdf/civil%20partnership%20-%20a%20framework%20for%20the%20legal%20recognition%20of%20same-sex%20couples.pdf>>; 松倉耕作「スイスにおける同性婚の公認—2007年1月1日施行法の概要について—(上)」『戸籍時報』no.607, 2006.12, pp.58-69; Bill Atkin et al., *The International Survey of Family Law 2008 Edition*, Bristol: Jordan Publishing, 2008 などにに基づき、筆者作成。

2 英国(連合王国)

英国では、同性同士のカップルが互いをパートナーとして登録する制度である2004年シビルパートナーシップ法が2004年11月18日に公布され、2005年12月5日に施行された⁽¹³⁾。

かつて、同性愛行為(男性間)は性犯罪法の対象であった⁽¹⁴⁾。1957年の王立委員会報告で、成人同士の同性愛行為を犯罪としない勧告が出されたが⁽¹⁵⁾、性犯罪法が改正されたのは1967年であり⁽¹⁶⁾、2003年性犯罪法に至って、よう

やく同性愛・両性愛者に対するあらゆる差別を禁止した⁽¹⁷⁾。一方で、結婚観の多様化、同性愛パートナー等の既存の家族の定義に収まらない、性的マイノリティーの家族法上の問題が浮き彫りとなり、家族の定義の変化について議論されるようになった。⁽¹⁸⁾

しかし、英国の婚姻事件法では、婚姻の当事者がそれぞれ男性と女性であることが婚姻成立の要件であるため⁽¹⁹⁾、同性パートナーが配偶者としての地位を求める訴訟が提起されてい

(13) Civil Partnership Act 2004 (c.33).

(14) Sexual Offences Act 1956 (c.69) § 13.

(15) "Report of the Departmental Committee on Homosexual Offences and Prostitution," *British Medical Journal*, 5045 (1957.9.14), pp.639-640.

(16) Sexual Offences Act 1967 (c.60).

(17) Sexual Offences Act 2003 (c.42) § 93.

(18) 田巻帝子「ミニシンポジウム: 家族の再定義と法の役割 英国」『比較法研究』no. 65, 2003, p.112.

(19) Matrimonial Causes Act 1973 (c. 18) § 11. なお婚姻事件法の概要については、田中英夫編集代表『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.548を参照。

た。1999年のFitzpatrick v. Sterling Housing Association Ltd 事件判決⁽²⁰⁾は、同性パートナーが死別した同棲相手の不動産賃借権を相続する権利があるかどうか争点になったが、貴族院（終審裁判所に相当）は同性パートナーを配偶者と扱うことはできないものの家族の一員と認め、相続権を認めた。その後2004年のGhaidan v. Godin-Mendoza 事件判決⁽²¹⁾で、貴族院は、1998年人権法⁽²²⁾の施行を踏まえ、同棲相手の死亡により生存パートナーが賃借権を相続できることを定めた1977年家賃法別表第1の2(2)⁽²³⁾について、異性のカップルに係る規定を同性パートナーに適用しないのはヨーロッパ人権条約第8条・第14条に違反する差別であるため、異性パートナーだけではなく同性パートナーも含まれる旨の判決を出した。⁽²⁴⁾

このように1998年人権法の施行によりヨーロッパ人権条約違反を争点とする訴えを自国内で処理できるようになったことから、同条約と国内法が相容れない差別の継続はもはや是認できないこと、一方で同性カップルに婚姻制度を拡大することによる制度化反対の議論を避けるため、ほぼ同等ではあるが別個の法的地位を創設することなどを目的として、2004年シビルパートナーシップ法が制定された。

シビルパートナーシップの登録条件は、①

同性同士であること、②16歳以上であること、③現在独身であること、④結婚が禁じられた親等ではないことである。また登録手続の流れとしては、カップルそれぞれが7日間以上居住する市町村の役所で「シビルパートナーシップを登録する意思表示」の申立てをし、「登録の意思表示」が15日間公に掲示された後に、パートナーが居住しようとする地区の役所又は指定の施設で実際に登録手続を行ってから、担当の事務職員と証人の前で、所定の書類にサインをして登録を行うというものとなっている⁽²⁵⁾。

3 フランス

フランスでは、異性又は同性カップルのパートナーシップ制度として、民事連帯契約（le pacte civil de solidarité, PACS. 以下「パックス」という。）という非婚カップル保護制度がある。パックスとは「異性又は同性の、成年に達した2人の自然人による、共同生活を送る旨の契約」（民法典第515-1条）をいい、民事連帯契約に関する1999年11月15日の法律第944号（パックス法）⁽²⁶⁾によって改正された、民法典第1編「人」に新たに設けられた第12章「民事連帯契約と内縁関係について」（第515-1条～第515-8条）の中で導入されたものである⁽²⁷⁾。

パックスは、民法のほか、労働法、税法、

(20) Fitzpatrick v. Sterling Housing Association Ltd, [2001] 1 AC 27, HL. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/ld199899/ldjudgmt/jd991028/fitz01.htm>>

(21) Ghaidan v. Godin-Mendoza, [2004] UKHL 30; [2004] 2 AC 557. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200304/ldjudgmt/jd040621/gha-1.htm>>

(22) Human Rights Act 1998 (c. 42).

(23) Paragraphs 2 (2) of Schedule 1 to the Rent Act 1977 (c.42).

(24) Gillian Douglas (新島一彦訳)「2004年シビルパートナーシップ法 — 同性のパートナーは婚姻と同等かそれとも劣る身分か?」『小野幸二教授古稀記念論集』刊行委員会企画『21世紀の家族と法—小野幸二教授古稀記念論集』法学書院, 2007, pp.690-708.

(25) Women & Equality Unit, *Civil Partnership: Legal recognition for same-sex couples from December 2005, September 2005*. <<http://www.equalities.gov.uk/PDF/Civil%20partnership%20booklet.pdf>>; 杉浦ほか編著 前掲注(3), pp.122-123.

(26) Loi n° 99-944 du 15 novembre 1999 relative au pacte civil de solidarité.

(27) なお、パックスが導入されてから10年経った状況を述べたものとして、「世界発 2009 私たち『結婚未滿』連帯市民協約 仏で10年」『朝日新聞』2009.9.23, p.7; 鈴木尊敏「フランス 民事連帯規約 (PACS) 法制定から10年を経た現在」『外国の立法 月刊版』no.242-1, 2010.1, p.28 <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/24201/02420111.pdf>>を参照。

社会保障法上の効果が一体となって付与される点で、一般的な契約とは異なる独自の性質をもった1つの制度であるとの指摘がある。パックスは小審裁判所書記課に共同申述して登録され公示されることによって、パックスの当事者であることを第三者（債権者、賃貸人、使用者）や国家（税法、社会保障法）に対抗する効果がある。パックスを終了するためには、両当事者の合意がある場合は共同申述の書面を作成・署名し、登録した小審裁判所に送付すれば足りる。一方当事者の意思によって終了させることも可能であり、また当事者の一方又は双方の婚姻によっても終了する。⁽²⁸⁾

一方で、パックスの両当事者を養親とする養子縁組は認められていない。フランスの単純養子縁組では、実親との親子関係を残したまま、新たにもう1人の親を養親とすることができるが（民法典第365条）、同性カップルの一方が他方の実子を単純養子にすることは、破棄院に認められていない⁽²⁹⁾ 状況となっている。その理由としては、今後も子と暮らす予定がある生母の親権が奪われる結果となり、子の利益に合致しない場合があることなどが挙げられている。⁽³⁰⁾

パックス法が制定された背景には、フランスの内縁関係（コンキュビナージュ）の保護から、

同性カップルが排除されたことが挙げられる。1989年7月11日に、エールフランス社の客室乗務員の配偶者に認められている同社航空機チケットの特典が同性パートナーにも与えられるかを争った事案⁽³¹⁾と、疾病保険・出産保険の適用に関する1978年1月2日の法律が、受給権者の資格を認めている夫婦同様の生活をしている者に、社会保険被保険者の同性パートナーが該当するかを争った事案⁽³²⁾について、破棄院は異性の内縁関係の当事者には与えられる保護を、同性パートナーに与えることを否定する判決を出した。さらに1997年12月17日には、エイズにより死亡し賃借人だった同性カップルのパートナーに、「周知の内縁関係にある者」に認められる賃借権の移転が生じるのかどうか争われた事案⁽³³⁾について、破棄院は「内縁関係は、婚姻の外観をもつ、安定的で継続的な関係からのみ生じ得るため、1人の男性と1人の女性の間」にのみ成立するとして、同性カップルが内縁関係に含まれないことを明らかにした。⁽³⁴⁾

パックス法により、内縁関係は「カップルとして生活する異性又は同性の2名の者の間における安定性及び継続性を示す共同生活によって特徴づけられる事実上の結合」（民法典第

(28) 大島梨沙「フランスにおける非婚カップルの法的保護（1）—パックスとコンキュビナージュの研究—」『北大法学論集』 vol.57 no.6, 2007, pp.364-351.

(29) Cour de cassation, civile, Chambre civile 1, 20 février 2007, 06-15.647, Publié au bulletin, Legifrance. <<http://www.legifrance.gouv.fr/affichJuriJudi.do?oldAction=rechJuriJudi&idTexte=JURITEXT000017636211&fastReqId=476601251&fastPos=1>>

(30) 齊藤笑美子「親子関係の法と性差—フランスにおける同性カップルの親子関係へのアクセスをめぐって—」『ジェンダー研究』 no. 11, 2008.12, pp.132-133, 141.

(31) Cour de Cassation, Chambre sociale, du 11 juillet 1989, 85-46.008, Publié au bulletin, Legifrance. <<http://www.legifrance.gouv.fr/affichJuriJudi.do?oldAction=rechJuriJudi&idTexte=JURITEXT000007022833&fastReqId=1900546558&fastPos=2>>

(32) Cour de Cassation, Chambre sociale, du 11 juillet 1989, 86-10.665, Publié au bulletin, Legifrance. <<http://www.legifrance.gouv.fr/affichJuriJudi.do?oldAction=rechJuriJudi&idTexte=JURITEXT000007022234&fastReqId=1900546558&fastPos=1>>

(33) Cour de Cassation, Chambre civile 3, du 17 décembre 1997, 95-20.779, Publié au bulletin, Legifrance. <<http://www.legifrance.gouv.fr/affichJuriJudi.do?oldAction=rechJuriJudi&idTexte=JURITEXT000007039208&fastReqId=1038398322&fastPos=1>>

(34) 大島梨沙「フランスにおける非婚カップルの法的保護（2・完）—パックスとコンキュビナージュの研究—」『北大法学論集』 vol.58 no.1, 2007, pp.203-199.

515-8条)と定義され、同性カップルが内縁関係によっても保護されることが明確になった。⁽³⁵⁾

4 ドイツ

ドイツでは、2001年に「生活パートナーシップ法」⁽³⁶⁾が成立し、官庁に登録した同性カップルについて婚姻に準じた保護が認められるようになった⁽³⁷⁾。1993年10月4日の連邦憲法裁判所決定では、基本法第6条が保護する婚姻は、共同生活に向けられた男性と女性の間の合意であり、今回の憲法異議申立てにはこれを再検討させるような新たな観点は存在しないと判断された⁽³⁸⁾。その後ハンブルグ市が1999年から同性カップルの登録パートナーシップ制度(いわゆる「ハンブルグ婚」)を始める⁽³⁹⁾など、同性パートナーの保護に向けた動きが活発化した。

1998年には当時連立与党のSPD(社会民主党)と緑の党が同性パートナーシップに関する法律を定めることを連立協定に入れ、1999年には連邦法務大臣が法案提出を言明するなどし、2000年7月4日に「同性の共同体“生活パートナーシップ”の差別を廃止するための法律案」⁽⁴⁰⁾

を提出した⁽⁴¹⁾。この法案には州の財政権限や財政に関するものなど連邦参議院の同意を要するものが含まれていたが、連邦参議院では連立与党で過半数を取れず、否決されるおそれがあった。そこで同年11月に連邦議会の法務委員会は、勧告⁽⁴²⁾と報告⁽⁴³⁾を行い、前記法案を、①参議院の同意を要しない「同性の共同体“生活パートナーシップ”の差別を廃止するための法律案」と、②参議院の同意を要する「生活パートナーシップ法及び他の法律を補足する法律案」に分離して審議することになった。その結果、①のみ成立し、2001年8月1日に施行された。⁽⁴⁴⁾

しかし施行前から、バイエルン、チューリンゲン、ザクセンの3州は、上記①の法律が違憲であるとして、連邦憲法裁判所に訴えた。原告側は主に(1)連邦政府・連邦議会が生活パートナーシップに係る法案を成立させるために、参議院の同意を要しない部分と要する部分に分割して法案を成立させたことは、憲法上許されない、(2)生活パートナーシップ法の内容は、基本法第6条第1項が定める婚姻と家族の特別な保護に違反するなど主張した。これに対し

(35) 同上, p.181.

(36) Gesetz über die Eingetragene Lebenspartnerschaft (Lebenspartnerschaftsgesetz) vom 16. Februar 2001 (BGBl. I S. 266).

(37) ドイツ連邦法務省が生活パートナーシップ法に関して説明したウェブサイトとして、Bundesministerium der Justiz, “Mehr Rechte für gleichgeschlechtliche Lebenspartner.” 〈http://www.bmj.bund.de/enid/Familienrecht/Lebenspartnerschaft_oz.html〉を参照。

(38) BverfG, Beschl. vom 4.10.1993—1 BvR 640/93, NJW 1993, S.3058.

(39) Hamburger Ehe, hamburg.de. 〈<http://www.hamburg.de/hilfreiche-informationen/1188696/hamburger-ehe.html>〉. 法文の和訳については、渡邊泰彦「同性の生活パートナーシップとは?—ドイツ生活パートナーシップ法成立をめぐる議論」『徳島文理大学研究紀要』no. 62, 2001.9, pp.116-117を参照。

(40) Deutscher Bundestag, Drucksache 14/3751. なお本法案は、生活パートナーシップ法(第1章)、民法改正(第2章)、その他の連邦法改正(第3章)から構成されるものであった。

(41) 連邦政府は法案提出時に、基本法第6条に基づいて国家に特別に保護される婚姻は、共同の子を養育する男女の生活共同体であり、同性間の生活パートナーシップが「婚姻」に該当するには同条の改正が必要である旨説明している(Bundesministerium der Justiz, *Die neuen Lebenspartnerschaftsgesetze —rechtlicher Schutz für alle Lebensformen*, S.2. 〈<http://www.bmj.bund.de/files/-/197/Lebenspartnerschaftsgesetz.pdf>〉)。

(42) Deutscher Bundestag, Drucksache 14/4545.

(43) Deutscher Bundestag, Drucksache 14/4550.

(44) 渡邊 前掲注(39), pp.81-104; 戸田典子「人生パートナーシップ法—同性愛の『結婚』を認めたドイツ」『外国の立法』no. 212, 2002.5, pp.20-30.

て連邦憲法裁判所は、2002年7月17日の判決⁽⁴⁵⁾で、いずれの主張も認めず、同法は基本法の内容に合致すると判断した。この判決で生活パートナーシップ制度が肯定されたことにより、婚姻関係に類似する機能の強化を図ることが可能になり、2004年の法改正⁽⁴⁶⁾につながった。⁽⁴⁷⁾

生活パートナーシップの成立は民法典の婚姻の締結や婚姻障害の規定に対応し、ほぼ同様なものとなっているが、成人の同性間の2人に限られる。相互に扶養義務を負い、異性婚の配偶者と同様の法定相続分と被相続人の住居賃借契約の承継を得られるが、相続税については婚姻と同様の優遇措置が適用されない⁽⁴⁸⁾。カップルがパートナーシップ継続中に得た年金への期待は、婚姻における離婚と同様に、パートナーシップ解消後に年金調整によって分割される。生活パートナーシップの解消は、当事者の一方の死亡又は裁判による廃止によって行われる。なお、養子縁組については、他方のパートナーの実子との連れ子縁組は認められるが、他人の子との共同養子縁組は認められない。⁽⁴⁹⁾

2009年においては、ツイプリース前連邦法

務大臣が同性カップルから成る生活パートナーシップにおける養子を含めた家族の在り方の研究計画を公表し⁽⁵⁰⁾、また連邦憲法裁判所が公務員の遺族年金を生活パートナーシップの同性パートナーに支給しないのは違憲であるとの判決を出す⁽⁵¹⁾など、同性パートナーの保護に係る動きが見られた。

5 北欧

スウェーデンでは、婚姻法典⁽⁵²⁾とは別に、同性パートナーに関する制度として、登録パートナーシップ法⁽⁵³⁾と、同棲しているカップルに適用される同棲法(サムボ法)⁽⁵⁴⁾があった。登録パートナーシップ法は1994年に公布され、同性カップルがパートナー登録をすることによって、法律婚とほぼ同じ内容の権利保障が得られるというものであった⁽⁵⁵⁾。一方で同棲法は、異性間・同性間を問わず、一定期間同居し、生計を共にし、性関係が想定できる関係の同棲カップルに適用されるもので、関係を解消する際の財産分割の方法を規定し、一方が経済的に不利益を被らないようにしたものである⁽⁵⁶⁾。その後政府は2005年1月に設置した特別調査

(45) BverfG, Urt. vom 17.7.2002—1 BvF 1/01.

(46) Gesetz zur Überarbeitung des Lebenspartnerschaftsrechts vom 15. Dezember 2004, BGBl. I. S. 3396.

(47) 渡邊泰彦「生活パートナーシップに関する2002年7月17日連邦憲法裁判所判決について」『徳島文理大学研究紀要』no. 65, 2003.3, pp.25-37; 三宅雄彦「ドイツ憲法判例研究(120) 人生パートナーシップ法合憲判決」『自治研究』vol. 79, no. 12, 2003.12, pp.143-149; 小野秀誠「ドイツの終身パートナー法と同性婚—2005年改正法—」『国際商事法務』vol. 33 no. 8, 2005.8, pp.1089-1092.

(48) 連邦財政裁判所2007年6月20日決定(BFH, Beschl. vom 20.6.2007—2 R 56/05)では、生活パートナーシップの当事者の一方の相続税について、婚姻している配偶者と同等の優遇措置がされなくても、基本法で保障する法律の前の平等などに反しないとする旨の判断をしている。

(49) 渡邊泰彦「ドイツ生活パートナーシップ法の概観(1)」『東北学院法学』no. 65, 2006.10, pp.81-150; 渡邊泰彦「ドイツ生活パートナーシップ法の概観(2・完)」『東北学院法学』no. 66, 2007.11, pp.1-79; 杉浦ほか編著 前掲注(3), pp.117-120.

(50) Bundesministerium der Justiz, "Familie ist dort, wo Kinder sind - Zyprien stellt Forschungsprojekt vor," 2009.7.23. <<http://www.bmj.bund.de/230709adoption>>

(51) BVerfG, Urt. vom 7.7.2009—1 BvR 1164/07; 渡邊泰彦「ドイツ同性登録パートナーシップをめぐる連邦憲法裁判所判決—家族手当と遺族年金について—」『産大法学』vol. 43 no. 3・4, 2010.2, pp.894-909.

(52) Äktenskapsbalk (1987:230).

(53) Lag (1994:1117) om registrerat partnerskap.

(54) Sambolag (2003:376).

(55) 菱木昭八朗「スウェーデン同性婚法」『ジュリスト』no. 1056, 1994.11.15, pp.137-140.

委員会で同性カップルの結婚に関する問題を調査し、2007年3月に報告書『同性カップルの結婚・結婚の問題』を提出した。2009年4月1日には、性別に中立な婚姻を認める婚姻、宗教団体の挙式に係る権限等の関係制度に関する改正法が成立し、同年5月1日から施行された。従来の登録パートナーシップ法は廃止された⁽⁵⁷⁾。なお、同性カップルによる養子縁組は、2003年2月1日から認められている⁽⁵⁸⁾。

ノルウェーでは、1993年に登録パートナーシップ法⁽⁵⁹⁾が制定されていた⁽⁶⁰⁾が、2008年6月に同性間の結婚を認める婚姻法⁽⁶¹⁾の改正法が成立し、2009年1月1日から施行された。同改正法により、①異性間結婚のカップルと同じ条件で、養子縁組により親となることが認められ、②女性同士のカップルに、異性間結婚のカップルと同じ条件で、体外受精により子どもを持つ権利が与えられた。一方で、③キリスト教等の教会には、同性同士のカップルの挙式を行う権利が与えられた。なお、登録パートナー

シップ法は廃止されたが、既にパートナーシップに登録していた者が婚姻関係に移行することは認められている。⁽⁶²⁾

フィンランドでは、2001年に18歳以上の同性パートナーに対して、婚姻と同様の法的効果を与える登録パートナーシップ法⁽⁶³⁾が制定され、2002年3月1日から施行されている⁽⁶⁴⁾。制定当初は、登録パートナーシップのカップルが養子縁組を行うことを認めていなかったが、2009年5月に他方のパートナーの実子との養子縁組を認めるための改正法案が通過し、同年9月1日から施行された⁽⁶⁵⁾。

II 北米

1 米国

米国においてもヨーロッパ諸国と同様に、性的マイノリティーから婚姻する権利、子育てをする権利等の主張が高まっていた。この点、米国では婚姻制度について連邦法と各州法で規

⁽⁵⁶⁾ 杉浦ほか編著 前掲注(3), pp.109-113.

⁽⁵⁷⁾ Ministry of Justice, Sweden, *FACT SHEET: Gender-neutral marriage and marriage ceremonies*, May 2009, Government Offices of Sweden. <<http://www.regeringen.se/content/1/c6/12/55/84/ff702a1a.pdf>>; 木下淑恵「海外立法情報 スウェーデン 結婚をめぐる法改正」『ジュリスト』no. 1375, 2009.4.1, p.101; 井樋三枝子「立法情報 スウェーデン 同性婚及び挙式に関する改正法」『外国の立法 月刊版』no.239-2, 2009.5, pp.14-15. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23902/02390207.pdf>>

⁽⁵⁸⁾ Ministry of Justice, Sweden, *FACT SHEET: Homosexual partnership and adoption*, March 2003, Government Offices of Sweden. <<http://www.sweden.gov.se/content/1/c6/01/62/17/664ab73b.pdf>>

⁽⁵⁹⁾ Lov 30.4. 1993 No. 40 om registrert partnerskap.

⁽⁶⁰⁾ Ministry of Children and Family Affairs, Registered Partnership, Document Archive. <<http://www.regjeringen.no/en/archive/Stoltenbergs-2nd-Government/Ministry-of-Children-and-Equality/veiledninger-og-brosjyrer/2001/registered-partnership--word.html?id=419368>>

⁽⁶¹⁾ Lov 4. juli 1991 nr. 47 om ekteskap (ekteskapsloven).

⁽⁶²⁾ Ministry of Children, Equality and Social Inclusion, A Marriage Act for all, 2008. <<http://www.regjeringen.no/en/dep/bld/Topics/homosexuality/a-marriage-act-for-all-entering-into-fo.html?id=509376>>; 駐日ノルウェー王国大使館「新結婚法施行」2009. <http://www.norway.or.jp/news_events/policy_soc/equality/ekteskapslov1/>

⁽⁶³⁾ Laki rekisteröidystä parisuhteesta 9.11.2001/950. 同法の英訳文については、Ministry of Justice, Finland, Act on Registered Partnerships, 2002.7.31. <<http://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/2001/en20010950.pdf>>を参照。

⁽⁶⁴⁾ Ministry of Justice, Finland, “Act on Registration of Partnership in force in March,” 2002.2.21. <<http://www.om.fi/en/Oikeapalsta/Haku/1145612057940>>

⁽⁶⁵⁾ Laki rekisteröidystä parisuhteesta 950/2001 (29.5.2009/391); “Friday Afternoon: Parliament passes same-sex adoption bill by clear margin, 108-29: Fifteen MPs from governing Centre Party opposed bill,” *HELSINGIN SANOMAT INTERNATIONAL EDITION*, 2009.5.15. <<http://www.hs.fi/english/article/Friday+Afternoon+Parliament+passes+same-sex+adoption+bill+by+clear+margin+108-29/1135245984619>>

定されているため、両方の制度の状況を知る必要がある。

(1) 連邦レベル

連邦法では、1993年のBaehr v. Lewin ハワイ州最高裁判所判決⁽⁶⁶⁾を契機に議論が始まった。この裁判では、ハワイ州保健省により婚姻許可証の発行を拒否された同性カップルが憲法違反と主張したところ、婚姻関係を男女に限定するハワイ州制定法集は「性に基づく分類」であり、ハワイ州憲法・平等保護条項のもとでは「疑わしい分類」であり、州は正当化のために「やむにやまれぬ利益」を示すことが必要であるとして原審に差し戻し、同性婚の実現の可能性を示唆したものとなったことから、同性婚問題が政治的イシューになるきっかけとなったとの指摘がある⁽⁶⁷⁾。

この判決後、異性婚制度の保持などを目的として⁽⁶⁸⁾、1996年に婚姻防衛法⁽⁶⁹⁾が制定された。同法では、「いずれの州…も、他州の法律の下、婚姻として扱われる同性の人々の関係性に関して、公的行為、記録、もしくは司法手続きを施行するよう要求されない」⁽⁷⁰⁾として、ある州において同性婚として扱われる関係を他州が承認しないことを認めた。また、連邦法レベルの用語の解釈として、「婚姻」を男女間の法的結びつきのみを意味し、「配偶者」とは夫又は妻である異性のみを指すと規定した⁽⁷¹⁾。こ

の法律に対しては、合衆国憲法で保障された平等保護、実体的デュープロセスなどに違反する疑いがあるとの指摘がなされている⁽⁷²⁾。

その後2003年には、より上位の法である合衆国憲法を修正して同性婚を禁止するための連邦婚姻修正案が、主に共和党から成る同性婚反対派から両院で提出された。同修正案では「合衆国における婚姻は、男女の結合からのみ成り立つ。この憲法もいかなる州の憲法、州法、連邦法も、非婚のカップル又はグループに与えられる婚姻の状況あるいはそのことによる法的条件を求めているとは解釈できない」と規定していた⁽⁷³⁾。しかし同法案は否決されたため、州法で同性婚制度を設けることは合衆国憲法に抵触しない状況になっている。

(2) 州レベル

州法のレベルでは、同性婚などの同性パートナーシップ制度を導入する州がある一方で、婚姻防衛法に準じた法律の制定や州憲法で婚姻を男女の結合に限る旨の規定をした州が見られる。

同性パートナーシップを認めている州のうち、①同性婚を認める州等では、異性カップルと同じ結婚許可書が発行され、州が既婚のカップルに提供しているすべての福祉や法的保護を提供している。②シビル・ユニオン(民事的結合)制度は結婚に準じるパートナーシップ制度で、この制度を採る州では、財産の相続や医療上の

(66) Baehr v. Lewin, 74 Haw. 645; 852 P.2d 44 (Haw. 1993).

(67) 小泉明子「婚姻のポリティクス(一) —アメリカの同性婚訴訟を中心に—」『民商法雑誌』vol.137 no.2, 2007.11, pp.158-161.

(68) House of Committee on the Judiciary, Hon. Henry J. Hyde, Chairman, 'Defense of Marriage act' H.R.104-664, at 13-14 (1996). <http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=104_cong_reports&docid=f:hr664.104.pdf>

(69) Defense of Marriage Act, Pub. L. No. 104 - 199, 110 Stat. 2419 (1996).

(70) 28 U.S.C. § 1738C (2005); 小泉明子「婚姻のポリティクス(二・完) —アメリカの同性婚訴訟を中心に—」『民商法雑誌』vol.137 no.3, 2007.12, p.280.

(71) 1 U.S.C. § 7 (2005).

(72) 小泉 前掲注(70), pp.280-287.

(73) 108 S. J. Res. 26 (2003). <http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=108_cong_bills&docid=f:sj26is.txt.pdf>; 108 H. J. Res 56 (2003). <http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=108_cong_bills&docid=f:hj56ih.txt.pdf>

意思決定などを含め、州が既婚の異性カップルに提供しているものとほぼ同じ内容の福祉や法的保護を提供している。また③ドメスティック・パートナー制度はお互いをパートナーとして申請したカップルに、各州・自治体が定めた福祉や法的保護（病院訪問権、相続権、埋葬権など）が与えられるものであるが、法的保護の内容や適格条件は各州によって異なる⁽⁷⁴⁾。

各州の状況は下表のとおりである。

各州のうち、初めて同性カップルに登録パートナーシップの必要性を認めたのは、1999年

にバーモント州最高裁判所で出された Baker v. State 判決⁽⁷⁵⁾である。同判決では婚姻に付随する利益保護から同性カップルを排除することは、バーモント州憲法第1章第7条（共通便益条項）に反するとし、同性カップルにも婚姻と同等の法的保護の必要性を示唆した。この判決に従い、同州はシビル・ユニオン法⁽⁷⁶⁾を2000年6月に施行した。⁽⁷⁷⁾

刑事法では、ソドミー行為（同性間性的行為）を禁じるソドミー法がジョージア州⁽⁷⁸⁾やテキサス州⁽⁷⁹⁾にあったが、2003年の Lawrence v.

表2 米国内各州等の同性パートナーシップに関する制度（2010年2月現在）

制度の状況	制定または容認した年	州名
①同性婚を容認する州等： 5州1特別区	2004	マサチューセッツ州
	2008	コネティカット州
	2009	アイオワ州・ニューハンプシャー州・バーモント州・コロンビア特別区
②シビル・ユニオン（民事的結合）制度がある州： 4州	2000	バーモント州
	2005	コネティカット州
	2006	ニュージャージー州
	2007	ニューハンプシャー州
③ドメスティック・パートナー制度がある州等： 10州1特別区	1992	コロンビア特別区
	1997	ハワイ州 [*]
	1999	カリフォルニア州
	2003	ニュージャージー州
	2004	メイン州
	2007	オレゴン州・ワシントン州
	2008	メリーランド州
	2009	コロラド州・ネバダ州・ウィスコンシン州
	④州憲法で同性婚を禁止している州 ^{**} ： 28州	1998
1999		ネブラスカ州
2001		ネバダ州
2004		アーカンソー州・ジョージア州・ケンタッキー州・ルイジアナ州・ミシガン州・ミシシッピ州・ミズーリ州・モンタナ州・ノースダコタ州・オハイオ州・オクラホマ州・オレゴン州・ユタ州
2005		カンザス州・テキサス州
2006		アラバマ州・コロラド州・アイダホ州・サウスカロライナ州・サウスダコタ州・テネシー州・バージニア州・ウィスコンシン州
2008		アリゾナ州・フロリダ州

※ ハワイ州では、「互恵的パートナーシップ制度」と呼ばれている。

※※ カリフォルニア州は係争中。

（出典） The National Conference of State Legislatures, “Same Sex Marriage, Civil Unions and Domestic Partnerships,” 2010.2. <<http://www.ncsl.org/default.aspx?tabid=16430>>; Sloan Work and Family Research Network, Boston College, “Statutes Related to Domestic Partnerships, Civil Unions and Same-Sex Marriage to date,” December, 2009. <http://wfnetwork.bc.edu/pdfs/SBT_DomesticPartnerships.pdf>; The Marriage Law Foundation, “Marriage Amendments.” <<http://marriagelawfoundation.org/laws.html>> などに基づき、筆者作成。

(74) 杉浦ほか編著 前掲注(3), pp.114-116.

(75) Baker v. State, 170 Vt. 194; 744 A.2d 864 (Vt. 1999).

(76) No. 91 of the Acts of the 1999 Adjourned Session (2000).

(77) 駒村圭吾「法制度の刷新と市民社会 —米国ヴァーモント州における同性婚論争の帰趨」『公共政策研究』no. 5, 2005, pp.96-107.

(78) GA. Code Ann. § 16-6-2 (1984).

Texas 連邦最高裁判所判決⁽⁸⁰⁾では、1986年にジョージア州のソドミー法を合憲とした *Bowers v. Hardwick* 連邦最高裁判所判決⁽⁸¹⁾を覆し、「個人が処罰されることなく選択する自由の内部にある、個人的な関係を規律しようとするもの」であるとして、合衆国憲法修正第14条のデュープロセスに違反すると判断した。⁽⁸²⁾

同じく2003年にマサチューセッツ州最高裁判所で出された *Goodridge v. Department of Public Health* 判決⁽⁸³⁾では、婚姻を希望している同性パートナーに対して婚姻許可証の発給を州が拒否したことに対して、婚姻が与える保護、利益、義務を拒否することは、州憲法に抵触すると判断した。これを受けて、マサチューセッツ州は2004年5月17日に、全米の州で初めて同性カップルに婚姻許可証を発行した。⁽⁸⁴⁾

カリフォルニア州では、同性婚の合法化をめぐる訴訟が続いている。同州の同性婚反対派からは、2000年に州民のイニシアティブに係る「プロポジション22」⁽⁸⁵⁾により「州では、

結婚は1人の男性と1人の女性の間にのみ認められる」との婚姻の一般的定義を盛り込むなどの動きがあった。その一方で、2004年にはサンフランシスコ市が同性カップルに対して、独自の婚姻許可証の発給を開始した⁽⁸⁶⁾。同性婚に関するこのような対立の中、2008年5月15日に州最高裁判所は、婚姻を基本的権利として承認し、プロポジション22による家族法改正や、ドメスティック・パートナー制度などを差別的な措置とし、同性婚の合法性を認める判決を出し⁽⁸⁷⁾、同年6月から州は同性カップルに対して婚姻許可証の発行を開始した。⁽⁸⁸⁾

同性婚反対派はこの状況を覆すため、婚姻を異性間に限るとする憲法修正イニシアティブ「プロポジション8」の採択を目指し、2008年11月に住民投票で採択された。これに対して、同性婚容認派から「プロポジション8」に対する州憲法の違憲訴訟が提起されたが、2009年5月26日に合憲とする判決が出され⁽⁸⁹⁾、さらに同提案が合衆国憲法に違反するとして連邦地方

(79) Tex. Penal Code Ann. § 21.06 (a).

(80) *Lawrence v. Texas*, 538 U.S. 558 (2003).

(81) *Bowers v. Hardwick*, 478 U.S. 186 (1986).

(82) 篠原光児「ソドミー法と同性愛者の権利 *Lawrence v. Texas*, 539 U.S. 一, 123 S.Ct. 2472 (2003) —合衆国憲法第14修正のデュー・プロセス条項のもとで、同性間の性行為を禁止する州法を合憲とした1986年の先例、*Bowers v. Hardwick* をくつがえして、違憲とした事例」『アメリカ法』2004 (1), 2004.7, pp.69-75; 小泉 前掲注(67), pp.156-158, 161-165.

(83) *Goodridge v. Dept. of Public Health*, 798 N.E.2d 941 (Mass. 2003).

(84) 紙谷雅子「同性婚と州憲法 *Goodridge v. Department of Public Health*, 440 Mass. 309, 798 N.E.2d 941 (Mass. 2003) —婚姻を希望している2人が同性であると婚姻許可証の発給を州が拒否し、婚姻が与える保護、利益、義務を拒否することは、州憲法に抵触すると州最高裁判所が判断した事例」『アメリカ法』2004 (2), 2005.1, pp.278-289; 小泉 前掲注(67), pp.161-165.

(85) “Proposition 22: Limit on Marriages. Initiative Statute,” *2000 California Primary Election Voter Information Guide/Ballot Pamphlet*, 2000. <<http://primary2000.sos.ca.gov/VoterGuide/Propositions/22.htm>>

(86) “San Francisco Mayor Letter re: Marriage Licenses,” *FindLaw*, Feb. 10, 2004. <<http://news.findlaw.com/hdocs/docs/glrts/sfmayor21004ltr.html>>

(87) *In re Marriage Cases* (2008), 43 Cal.4th 757.

(88) 井樋三枝子「立法情報 アメリカ カリフォルニア州最高裁同性婚容認」『外国の立法 月刊版』no. 236-1, 2008.7, pp.2-3. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23601/02360101.pdf>>

(89) *Strauss v. Horton*, 46 Cal. 4th 364; 207 P.3d 48 (2009); Supreme Court of California, “Proposition 8 Cases,” 2009.5.26. <<http://www.courtinfo.ca.gov/courts/supreme/highprofile/prop8.htm>>; 井樋三枝子「立法情報 アメリカ カリフォルニア州最高裁の同性婚非合法化判決」『外国の立法 月刊版』no. 240-1, 2009.7, p.5. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/24001/02400103.pdf>>; 駒村圭吾「ロー・クラス 発信 憲法地域事情 第12回 番外編：アメリカ 同性婚論争とアメリカ」『法学セミナー』vol. 54 no.9, 2009.9, pp.62-65.

裁判所に訴訟が提起された。2010年1月に審理が行われたが、いずれが敗訴しても上訴するなど、今後も訴訟が続くと予想されている⁽⁹⁰⁾。

2 カナダ

カナダでは、連邦法の市民婚姻法⁽⁹¹⁾が2005年7月に制定され、同性婚が承認された。同法では、「民事目的の婚姻は、2人の合法的な結合であって、それ以外はすべて排除される」(第2条)と規定すると同時に、「婚姻は配偶者が同性であることのみをもって無効であったり、無効とされたりしない」(第4条)と規定している。婚姻の挙式は教会などの宗教団体が行うことから、信教の自由が問題になる。この点同法では、前文で「自らの宗教上の信条に符合しない婚姻を行うことを拒否する宗教団体幹部の自由」に影響しないことを規定した上で、「宗教団体の幹部は、自らの宗教上の信条に合致しない婚姻の挙行を拒否する自由を有するものとする。」(第3条)、「いかなる人も組織も、連邦議会のいかなる法の下で、同性間の婚姻に関して、カナダ人権憲章⁽⁹²⁾で保障された良心・信教の自由、又は婚姻に関して保障された自由に基づいて、男女間の結合以外ありえないとする自らの信条を表明する自由から、いかなる利益を奪われることはなく、又は何らかの義務や制裁に服

することはしない。」(第3.1条)と規定し、同性婚に反対する宗教関係者の信教の自由に配慮するものとなっている⁽⁹³⁾。

なお、同法については、婚姻を希望する者の国籍を問題にしていない点に特徴があるとの指摘がある⁽⁹⁴⁾。

カナダの連邦レベルでこのような同性婚を保護する法律が制定されたのは、各州で提起された同性婚訴訟、違憲判決や、連邦管轄分野において差別を禁止する法律であるカナダ人権法を1996年に一部改正⁽⁹⁵⁾して、性的指向に基づく差別を禁止したこと等が背景にあると考えられる⁽⁹⁶⁾。1993年のLayland v. Ontario事件⁽⁹⁷⁾は、同性カップルがオタワ市に婚姻許可証の申請をしたところ、同性婚は違法であるという理由で、市の担当官が書類を受理しなかったため、カップルが州を訴えたところ、婚姻の主たる目的は「子どもを産むこと」であり、その目的は同性カップルでは「その生物学的限界故に、達成されえない」ことから、オンタリオ州婚姻法が同性婚を排除していることは平等権を規定するカナダ人権憲章第15条に違反しないと、オンタリオ州上訴裁判所が判示した。

しかし、1999年のM v. H事件⁽⁹⁸⁾では、女性同士のカップルで、伝統的な妻として専業主婦をしていたMが、家を所有し仕事をしてい

(90) “Testimony ends in same-sex marriage trial,” *Los Angeles Times*, January 28, 2010. <<http://www.latimes.com/news/local/la-me-prop8-trial28-2010jan28,0,6626058.story>>; 「同性婚 是非 初めて連邦裁に 米、州の決定覆す可能性」『産経新聞』2010.1.13, p.18.

(91) Civil Marriage Act (2005, c. 33).

(92) カナダ人権憲章は「1982年憲法 (The Constitution Act, 1982 (Schedule B to the Canada Act 1982, (U.K.) 1982, c. 11))」の「第1章 権利及び自由に関するカナダ憲章」で規定されている。

(93) 富井幸雄「同性婚と憲法 (1) カナダの婚姻法 (The Civil Marriage Act) を素材として」『法学新報』vol. 113 no.1・2, 2006.7, pp.180-182.

(94) 山下純司「海外 Topic & Report カナダにおける市民婚姻法の成立と同性婚訴訟」『法学教室』no. 316, 2007.1, p.6.

(95) 齋藤憲司「海外法律情報 カナダ 性的嗜好を理由とする差別の禁止—カナダ人権法の部分改正」『ジュリスト』no. 1103, 1996.12.15, p.123 参照。

(96) 富井 前掲注⁽⁹³⁾, p.176; 山下 前掲注⁽⁹⁴⁾, pp.6-7; Mary C. Hurley, *SEXUAL ORIENTATION AND LEGAL RIGHTS: A CHRONOLOGICAL OVERVIEW*, Ottawa: Parliamentary Information and Research Service of the Library of Parliament, 2005. <<http://www.parl.gc.ca/information/library/PRBpubs/prb0413-e.htm>>

(97) Layland v. Ontario, 1993 104 D.L.R. 4th 214.

(98) M. v. H., 1999 2 S. C. R. 3.

た日に対して、10年間の関係の破綻後に経済的な手当を求めて訴えた事案であったところ、オンタリオ州の家族法における「配偶者」の定義が、異性に限られている点を、違憲であると連邦最高裁判所が判示し、同性カップルの一方が他方に対して、関係解消後も扶養義務を負うことを認めた。

2003年には、婚姻登録証を発給するブリティッシュ・コロンビア州政府が同州最高裁判所に同性婚が合法であることの宣言的判決を求める訴えを提起した、EGALE v. Canada 事件⁽⁹⁹⁾では、州政府に同性婚を認める立法を命じる判決が出された。同じく2003年のHalpern v. Canada 事件⁽¹⁰⁰⁾では、7組の同性カップルが、婚姻許可証の発行をトロント市に申請したところ、市がその発行を一時留保したため訴えたところ、オンタリオ州の最高裁判所は、異性間の結合に限定した婚姻の定義は違憲無効であり、同性婚を排除しない定義に改められるべきであると判示した。

III オセアニア

1 オーストラリア

オーストラリアは連邦国家であることから、連邦政府と州政府がそれぞれ立法権限を有している。家族法のうち婚姻、離婚事件等についてはオーストラリア連邦憲法第51条で連邦議会が立法権限を有するとされている一方で、同性カップルなどのデファクト・カップル（事実上

のカップル）に関する立法権限がすべて州の権限とされるのか、連邦政府が、州の提言を受け入れて独自の立法権限を行使するのかははまだ不透明のままであるとの指摘があった。⁽¹⁰¹⁾

いくつかの州では同性間のデファクト・カップルを対象とする立法を行い⁽¹⁰²⁾、また同性カップルのデファクト配偶者を無遺言相続（有効な遺言を残すことなく死亡する場合の財産の承継）における配偶者に明文で含める州があるとされている。⁽¹⁰³⁾

このように州法レベルでは同性カップルをデファクト・カップルとして保護する動きがあったが、連邦法のレベルでの同性パートナーに係る制度の検討は、2007年5月に人権及び機会均等委員会（HREOC）⁽¹⁰⁴⁾がハワード政権のラドック司法長官に報告書『同性カップル：同じ権利』⁽¹⁰⁵⁾を提出したことに始まる。同報告書では、同性カップルの差別の実態と、雇用、納税、社会保障、年金などについて調査し、同性カップルが差別的取扱いを受けているとした上で、改正すべき58の連邦法を列挙していた。

その後連邦政府は、HREOC報告書で指摘された改正すべき連邦法及びラッド首相の指示による連邦法について検討し、2つの同性関係法を制定した。連邦の退職年金のスキームを定めている15本の法律を同性カップルとその子どもたちにも適用することを目的とした2008年同性関係（連邦法における平等な取扱い—退職年金）法⁽¹⁰⁶⁾は2008年12月4日に、また、社会保障、税、医療、復員軍人、労災補償等、様々

⁽⁹⁹⁾ EGALE v. Canada, 2003 225 D. L. R. 4th 472.

⁽¹⁰⁰⁾ Halpern v. Canada (Attorney General), (2003), 65 O.R.(3d) 161; 2003 Ont. Rep. LEXIS 153.

⁽¹⁰¹⁾ リサ・ヤング（小川富之 訳・監修）「アジアの家族法 22 オーストラリア家族法（1）」『戸籍時報』no. 629, 2008.7, pp.26-28.

⁽¹⁰²⁾ 同上, pp.27, 38.

⁽¹⁰³⁾ リサ・ヤング（小川富之 訳・監修）「アジアの家族法 25 オーストラリア家族法（4）」『戸籍時報』no. 632, 2008.10, pp.50, 58.

⁽¹⁰⁴⁾ Australian Human Rights and Equal Opportunity Commission. <<http://www.hreoc.gov.au/>>

⁽¹⁰⁵⁾ Human Rights and Equal Opportunity Commission, "Same-Sex: Same Entitlement," May 2007. <http://www.humanrights.gov.au/human_rights/samesex/report/pdf/SSSE_Report.pdf>

⁽¹⁰⁶⁾ Same-Sex Relationships (Equal Treatment in Commonwealth Laws—Superannuation) Act 2008 (No. 134, 2008).

な分野における 70 本の連邦法の法文中の「事実上のパートナー」、「子ども」、「両親」の意味を同性関係も含むように拡大することを目的とした 2008 年同性関係（連邦法における平等な取り扱い—一般法整備）法⁽¹⁰⁷⁾は 2008 年 12 月 9 日に連邦総督によって裁可された。⁽¹⁰⁸⁾

これらの同性関係法により、同性カップルとその子どもに対して、連邦政府が実施する高齢者ケア、聴覚サービス・プログラム、子育て支援、市民権取得、職場関係制度、入国管理、医療ケア、医薬品給付制度、社会保障・家庭支援、高齢者退職年金、退役軍人年金の分野において、2009 年 1 月 1 日から 2010 年 1 月 1 日にかけて順次、異性婚又は事実上の異性カップルと同様の給付が実施されていった⁽¹⁰⁹⁾。

ただし、連邦政府による今回の法改正は事実上のカップルとしての同性カップルの保護であり、法律上の婚姻としての保護を認めるものではないことに注意が必要である。

2 ニュージーランド

ニュージーランドでは、2004 年にシビル・ユニオン法⁽¹¹⁰⁾が制定され、2005 年 4 月 26 日

に施行された。この法律は、婚姻ではない生活共同関係を同性及び異性のカップルに保障することを目的としている⁽¹¹¹⁾。

シビル・ユニオンが成立するには、①双方ともに年齢 16 歳以上であること、②近親関係にある者⁽¹¹²⁾の間でのシビル・ユニオンの形成ではないこと（近親婚の禁止と同様）、③複数のシビル・ユニオン関係の形成ではないこと（重婚禁止と同様。ただし、婚姻している者同士のシビル・ユニオンへの転換、異性間のシビル・ユニオンから婚姻への転換は認められる。）、④手続は婚姻と同様に行われ、当事者間の関係形成に関する予告が行われ、挙式者（民事身分登録官及びこれに準じる者）の面前で相互間のシビル・ユニオン形成の意思表示をすること（証人 2 名の同席が必要）が必要となっている。シビル・ユニオンが有効に成立した場合、身分登録官は、シビル・ユニオンの成立を身分登録簿に登録する。⁽¹¹³⁾

シビル・ユニオンによる法的効果としては、①パートナー間の権利義務は、婚姻の場合と同様になること、②婚姻に関する諸法規（出生・死亡及び婚姻の登録に関する法律⁽¹¹⁴⁾、家事事件手続法⁽¹¹⁵⁾、刑法⁽¹¹⁶⁾など）において、「婚姻」が「婚

⁽¹⁰⁷⁾ Same-Sex Relationships (Equal Treatment in Commonwealth Laws—General Law Reform) Act 2008 (No. 144, 2008).

⁽¹⁰⁸⁾ 武田美智代「立法情報 オーストラリア 同性関係法律の改正」『外国の立法 月刊版』no. 239-2, 2009.5.10, pp.26-27. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23902/02390213.pdf>> 参照。

⁽¹⁰⁹⁾ The Australian Government Attorney-General's Department, "Same-Sex Law Reform-summary of reforms by agency." <[http://www.ag.gov.au/www/agd/rwpattach.nsf/VAP/\(712B446AA84F124A6F0833A09BD304C8\)~Summary+of+changes+across+agencies+-+consolidated+version+4.pdf/\\$file/Summary+of+changes+across+agencies+-+consolidated+version+4.pdf](http://www.ag.gov.au/www/agd/rwpattach.nsf/VAP/(712B446AA84F124A6F0833A09BD304C8)~Summary+of+changes+across+agencies+-+consolidated+version+4.pdf/$file/Summary+of+changes+across+agencies+-+consolidated+version+4.pdf)>

⁽¹¹⁰⁾ Civil Union Act 2004 No. 102, Public Act.

⁽¹¹¹⁾ 担当省庁（内務省）がシビル・ユニオン法を全般的に説明したものとして、The Department of Internal Affairs, *Civil Union: a guide for couples preparing to enter into a civil union in New Zealand*. <[http://www.dia.govt.nz/pubforms.nsf/URL/CivilUnionbrochure.pdf/\\$file/CivilUnionbrochure.pdf](http://www.dia.govt.nz/pubforms.nsf/URL/CivilUnionbrochure.pdf/$file/CivilUnionbrochure.pdf)> を参照。

⁽¹¹²⁾ 禁止されている範囲は、自己の祖父母・父母・子・孫・兄弟姉妹、父母の兄弟姉妹、兄弟姉妹の子、祖父母・父母・子・孫の配偶者又はシビル・ユニオンパートナー、配偶者又はシビル・ユニオンパートナーの祖父母・父母・子・孫（関係解消後も同様）(Civil Union Act 2004, Schedule 2)。

⁽¹¹³⁾ 床谷文雄「ニュージーランド家族法序説」『小野幸二教授古稀記念論集』刊行委員会編『21 世紀の家族と法—小野幸二教授古稀記念論集』法学書院, 2007, pp.657-658.

⁽¹¹⁴⁾ Births, Deaths, Marriages, and Relationships Registration Act 1995 No 16, Public Act.

⁽¹¹⁵⁾ Family Proceedings Act 1980 No 94, Public Act.

⁽¹¹⁶⁾ Crimes Act 1961 No 43, Public Act.

姻又は（及び）シビル・ユニオン」に、「夫又は妻」が「夫若しくは妻又はシビル・ユニオンパートナー」に、「夫及び妻」が「配偶者又はシビル・ユニオンパートナー」に改められるなどし、シビル・ユニオンのパートナーが法律婚のパートナーと同様の扱いがなされること、③シビル・ユニオンカップルが生殖補助医療を行うことについての制約がないこと、④他人の子を共同養子とすることはできないものの、パートナーの子を養子とすることは可能であること、が挙げられている。

シビル・ユニオンを解消する方法としては、①死亡による解消と②裁判による解消がある。②は婚姻に準じるため、2年間の別居によって認められる⁽¹¹⁷⁾。なお、パートナーが死亡した際の相続には、財産関係法⁽¹¹⁸⁾の遺産分割に関する規定が適用されると説明されている⁽¹¹⁹⁾。

IV 南アフリカ

南アフリカには従来から婚姻制度として、コモンロー系の1961年婚姻法⁽¹²⁰⁾に基づくものと、アフリカ系の歴史的な婚姻（一夫多妻制）を承認した1998年慣習婚姻承認法⁽¹²¹⁾に基づくものがあり、2つの制度が並行する状況であった。

しかし2005年になると、同性カップルの婚姻制度が検討される契機となった憲法裁判所による判断が12月1日に出された。この訴訟は、①レズビアンカップルが、このカップルの愛と

約束が公に祝福されることを法が妨げるのは、コモンローの定義が南アフリカの婚姻を男女の結び付きとしているからであると主張した「Fourie 事件」⁽¹²²⁾と、②ゲイとレズビアン⁽¹²³⁾の団体が、1961年婚姻法において、婚姻事務官が「あなたは、〇〇を法的な妻（又は夫）とすることを、ここにいるすべての者を証人として誓いますか？」という質問を当事者各人にしななければならないと規定（第30条（1））していることが、同性カップルを排除し、憲法に違反すると主張した「Equality Project 事件」⁽¹²³⁾の2件からなる。

これらの事件の主な争点は、上記の①と②の状況は、国が性的指向を理由に、憲法の平等権と尊厳の権利の条項に反して、法による平等な保護を否定し、不公平な差別をしていることによるものか、もし差別である場合、憲法裁判所は適切に救済するために、どのような命令を出すべきか、というものであった。

これに対して憲法裁判所は、コモンローと婚姻法第30条（1）は、同性カップルに異性カップルと同様の法的地位、資格、責任を与える条項が規定されない限りで、1996年南アフリカ共和国憲法第9条第1項・第3項（平等権）と第10条（人間の尊厳）に違反するとした。

その上で、下記のように命令を出した。

a. コモンローの婚姻の定義は、同性カップルに異性カップルと同様の法的地位、資格、責任を認めない限りで違憲であり、無効である。

⁽¹¹⁷⁾ Family Proceedings Act 1980 § 39.

⁽¹¹⁸⁾ Property (Relationships) Act 1976 No. 166, Public Act.

⁽¹¹⁹⁾ The Family Court of New Zealand, “The Property Relationships Act 1976 - Information on the law relating to the property of married and de facto couples.” <<http://www.justice.govt.nz/courts/family-court/what-family-court-does/property>>

⁽¹²⁰⁾ Marriage Act, 1961 (Act No. 25 of 1961).

⁽¹²¹⁾ Recognition of Customary Marriages, 1998 (Act No. 120 of 1998).

⁽¹²²⁾ Minister of Home Affairs and Another v. Fourie and Another, with Doctors For Life International (first amicus curiae), John Jackson Smyth (second amicus curiae) and Marriage Alliance of South Africa (third amicus curiae), CCT 60/04.

⁽¹²³⁾ Lesbian and Gay Equality Project and Eighteen Others v. Minister of Home Affairs and Others, CCT 10/05.

- b. 1961年婚姻法第30条(1)の規定中、「又は夫」の後に「又は配偶者」という用語が省略されている限りで違憲であり、無効である。
- c. この無効宣言は、この判決から12か月以内に議会が誤りを修正するまでは保留とする。
- d. c.の期間内に議会が修正しない場合には、1961年婚姻法第30条(1)の規定において、直ちに、結婚式の祭文として「又は夫」の後に「又は配偶者」を含むものとして読まれるものとする。
- e. 内務大臣・内務長官と司法憲法発展大臣は、原告の訴訟費用を払わなければならない。

この憲法裁判所の命令から1年以内に対応しなければならないため、立法諮問機関である南アフリカ法改革委員会は、異性婚及び同性婚に対応した1961年婚姻法の一部改正案、異性婚のみに適用するオーソドックス婚姻法案、登録パートナーシップ法案など、いくつかの法案を勧告する報告書を公表した⁽¹²⁴⁾。その後政府は「シビル・ユニオン法案」⁽¹²⁵⁾(条文数:48)を作成し、2006年8月31日に法案の概要を政府官報に公表した。

当初の案は、シビル・ユニオンは「シビル・パートナーシップ」又は「ドメスティック・パートナーシップ」とし、「シビル・パートナーシップ」については同性パートナーのみ挙式と登録により可能にする一方で、「ドメスティック・パートナーシップ」については同性・異性パートナーともに、登録又は非登録により実施するというものであった。しかし、同性カップルに「シビル・パートナーシップ」が適用されるこ

とを中心に論争が巻き起こった。

これに対して同年11月7日、民主同盟(DA)は「性別に関係なく、パートナーの同意を得た2人の成人から成るすべてのユニオン」に修正するように提案した。一方でアフリカ・キリスト教民主党(ACDP)はドメスティック・パートナーシップに関する規定を削除するように提案した。そして翌日には、与党・アフリカ民族会議(ANC)がドメスティック・パートナーシップの規定の削除を提案し、同時に民主同盟の提案を反映させた新たな法案を準備した。

同月14日には、ANC案⁽¹²⁶⁾(条文数:16)が国民議会(下院)に提出され、賛成229、反対41、棄権2で可決、全国州評議会(上院)でも可決された。同月29日には大統領承認がなされ、翌日に「2006年シビル・ユニオン法」が官報公示され⁽¹²⁷⁾、施行された。⁽¹²⁸⁾

成立したシビル・ユニオン法は、婚姻又はシビル・パートナーシップにより成立したシビル・ユニオンの挙式・登録及びその法的効果を定めたものとなっている。

法律上の定義として、「シビル・ユニオン」を「シビル・ユニオン法の手続に従って、婚姻又はシビル・パートナーシップの方法により式を挙げ、かつ登録を受けた、18歳以上の2人の者による自発的な結び付き」と、「シビル・ユニオン・パートナー」を「婚姻の配偶者又はシビル・パートナーシップのパートナー」とし、同性パートナーのみならず、異性パートナーも含むものとなっている。

シビル・ユニオンの挙式は、①1961年婚姻法に基づき任命された婚姻事務官か、②この法

⁽¹²⁴⁾ South African Law Reform Commission, *Project 118: Report on Domestic Partnerships*, 2006.3. (http://www.justice.gov.za/salrc/reports/r_prj118_2006march.pdf)

⁽¹²⁵⁾ Civil Union Bill, B26-2006. (<http://www.info.gov.za/view/DownloadFileAction?id=65492>)

⁽¹²⁶⁾ Civil Union Bill, B26B-2006. (<http://www.info.gov.za/view/DownloadFileAction?id=65493>)

⁽¹²⁷⁾ “No. 17 of 2006: Civil Union Act, 2006,” *Government Gazette REPUBLIC OF SOUTH AFRICA*, no. 29441, 2006.11.30. (<http://www.info.gov.za/view/DownloadFileAction?id=67843>)

⁽¹²⁸⁾ Bradley S. Smith and J. A. Robinson, “The South African Civil Union Act 2006: Progressive Legislation With Regressive Implications?,” *International Journal of Law, Policy and the Family*, Vol.22 no.3, 2008, pp.356-359.

律に基づき大臣により任命された、宗派の聖職者・公共機関の婚姻事務官が実施するが、①の婚姻事務官は、同性者間によるシビル・ユニオンの挙式については、良心、信仰、信条を理由に実施を拒否することができる定められている。

登録に際しては、シビル・ユニオンのパートナーになろうとする者は、証人2人の前でそれぞれ署名と意思表示をしなければならず、証人と婚姻事務官は宣言文書をパートナーの前で作成し、婚姻事務官はパートナーに登録証明書を発行しなければならないと定められている。

シビル・ユニオンには、1961年婚姻法の規定が適用される。このほか、1998年慣習婚姻承認法を除き、コモンローを含む他の法律における、婚姻に関する規定がシビル・ユニオンに、夫・妻・配偶者に関する規定がシビル・ユニオンのパートナーに、それぞれ適用される。

なおシビル・ユニオン法の施行後も、1961年婚姻法と1998年慣習婚姻承認法は存続している⁽¹²⁹⁾。

おわりに

本稿においては、同性パートナーの法的地

位を認める動向を中心に概観したが、アジアにおける動向をフォローしていない。

同性パートナーに関する諸外国の制度は、法律婚に含ませる、同性パートナーの法的地位を法律婚と同等にする、それに準じたものにする、あるいはそのような制度の立法を憲法で禁止するなど、多様なものとなっている。また法的地位を認める場合でも、制度の対象を同性パートナーに限定するか、異性パートナーを含めるか、税制・社会保障・相続における優遇や養子制度の適用などについても対応は分かれており、保護の内容についても様々である。さらにわが国とは異なり、挙式が婚姻等の要件となっている国々では、式の挙行者である宗教団体・宗教者の信教の自由が問題になる。同性パートナーシップに係る制度を導入した国々では、その経緯において同性パートナーの保護を求める訴訟が提起されていることが多く、立法過程において容認派と反対派が対立しながらも導入に至っているか、米国のように訴訟、立法を含めて、州の対応が区々で、対立が継続しているという状況になっている。

(とりさわ たかゆき)

⁽¹²⁹⁾ South African Department of Home Affairs, "Media release: Civil Union Act Comes Into Effect," 2006.12.1. <http://www.home-affairs.gov.za/media_releases.asp?id=370>